

# **福祉サービス第三者評価**

## **評価結果報告書**

### **令和4年度**

**社会福祉法人ねむの樹  
ねむの樹北寺尾保育園**

**株式会社フィールズ**

**かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号**

# 目次

## サービス第三者評価結果報告書

### ◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

### ◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

- I -1 理念・基本方針
- I -2 経営状況の把握
- I -3 事業計画の策定
- I -4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

#### 評価対象 II 組織の運営管理

- II -1 管理者の責任とリーダーシップ
- II -2 福祉人材の確保・育成
- II -3 運営の透明性の確保
- II -4 地域との交流、地域貢献

#### 評価対象III 適切な福祉サービスの提供

- III -1 利用者本位の福祉サービス
- III -2 福祉サービスの質の確保

### ◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

#### A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

#### A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

#### A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

## 福祉サービス第三者評価結果 の概要

### ①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

### ②施設・事業所情報

名称:	ねむの樹北寺尾保育園
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	山本 臣美
定員(利用人数):	40名(利用者 44名)
所在地:	〒230-0074 横浜市鶴見区北寺尾6-7-6
TEL/FAX :	TEL: 045-584-1700 FAX: 045-718-5623
ホームページ:	<a href="https://www.nemunoki-y.or.jp/">https://www.nemunoki-y.or.jp/</a>
開設年月日:	2010年10月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人 ねむの樹

職員数	常勤/非常勤	常勤:11名	非常勤:12名
	専門職員(名称)	園長:1名 主任:1名 保育士:13名 保育補助:3名 栄養士:1名 調理員:2名 事務員:2名	

### 施設状況

保育室:3室	トイレ:5ヶ所	調理室:1室
事務室:1室	地域子育て支援スペース:1ヶ所	
園庭:あり	デッキテラス	

### ③理念・基本方針

#### 【保育理念】

- ・保育所保育指針に沿って児童の最善の為に保育を進め、第二の家庭となるように愛情をもって児童に接する。
- ・子どもが大人になった時、「人として必要な力」=非認知能力を養い、一人ひとりの個性を尊重しつつ発達に即した保育を進める。
- ・保育目標を踏まえ、家庭との連携・コミュニケーションを充分にはかり、質の高い保育を提供するよう努める。

#### 【保育方針】

- ①乳幼児期に最も必要な感性を、音楽のあふれる環境の中で育む。
- ②子ども発達に合わせ、遊びをし通して想像力や自主性を養う。
- ③それぞれの子どもの個性を大切にしながら思いやりの心を育てる。
- ④養護と教育が一体となって豊かな人間関係を持った子どもを育成する。
- ⑤子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができるように、ご家庭との連携を深め、より良い環境を作る。
- ⑥情操教育の一環として音楽教室、英語教室を実施する。

#### 【保育目標】

- ・じょうぶで元気な子ども
- ・色々な経験を通じて五感を豊かにし、想像力をふくらませる子ども
- ・優しさ、思いやり、勇気、感動を人と共有できる子ども
- ・人の話を聞いて、自分の気持ちを言葉で表現できる子ども

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

ねむの樹北寺尾保育園は設立12年目を迎え、入園希望数も多く地域に定着していると感じています。

定員40名～45名の小規模園であるため、ゆったり子どもと関わることができます。遊びを通して丈夫な体や思いやりの心を育て、乳幼児の大切な時期をひとりひとりの個性を伸ばしながら保育することを心掛けています。晴れの日には近隣の広場や遠くの公園まで散歩に出かけて、思いきり遊びます。たて割りの活動もあり、自然と小さいクラスの子どもへの優しい気持ちが育まれていきます。

\* 情操教育の一環として音楽教室(月3回)、英語教室(月2～3回)を行っており、専門講師による独自のプログラムを楽しんでいます。10月からは英語講師が、これまでのイギリス人講師からECCの日本人講師に変わり、新たな体験が始まりました。

\* 人工芝の園庭には、乳児向きの遊具が2つあり、0歳児でもお座りやハイハイをしながら安全に遊べるような環境となっています。歩ける年齢の子どもたちは、日々近隣の公園や原っぱへ散歩に出かけて、体を使って思い切り遊び丈夫ながらだと心の根っこを育てます。公立の馬場花木園までは坂道を上り下りと歩いて行き、季節の花々や池の鯉を見たり、竹藪を散策したりして、自然を感じながら遊べる環境があります。年度の後半には年長組が、三ツ池公園など距離のある公園へ園外保育に出かけます。

\* 七五三やお正月には、稲荷神社や神明社にお参りに行き、子どもたちの健やかな成長をお祈りしています。運動会は馬場小学校の校庭をお借りして、広々した空間で伸び伸びと競技を行うなど、地域社会に保育活動を広げています。

\* 夏野菜の栽培やクッキングなどの食育に取り組んでいます。各クラスで好きな夏野菜を決めて、5月にプランターでの苗植えをし、子どもたちと育てています。収穫した野菜を調理してその日に食することで、食への興味を持ち、食べ物を大切に思う気持ちを育みます。

\* 給食は栄養士が献立をたて、手作りの給食を提供しています。給食がどのように出来上がるのかを学べるよう、給食室と子どもたちとの関わりも大切にしています。食の大切さを知るための活動として、定期的にクッキングを行っています。いろいろな食体験を通して、子どもたちの生きる力を育んでいきます。

\* 夏祭りでは、子どもの個性を大切にしながら子どもと一緒に考え、行事を作っています。年長さんが夏祭りのお神輿を作つて担いだり、昨年は縁日のお店屋さんになって盛り上げました。今年度は3年ぶりに保護者をお招きすることが出来、親子での楽しい思い出を作ることが出来ました。

\* 季節の行事や日本の文化を大切にしています。5月の節句、七夕、お月見、餅つきと鏡餅づくり、鏡開き、初詣、節分豆まき、ひな祭りなど、行事を体験することで日本の文化を大切にする心を育て、五感を豊かにして想像力を膨らませていきます。

\* 0歳から5歳児まで保護者と連絡ノートを通じて、子どもの様子や家庭の様子を伝え合っています。自然と保護者との信頼関係も深まります。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	契約日:令和4年5月10日	訪問調査日:令和4年11月10日
	評価結果確定日 :令和5年1月26日	

受審回数(前回の時期)

1回 (前回:2016年度)

**⑥総評****◇特長や今後期待される点****1)子どもの生活と遊びを豊かにする保育を実施しています**

天気の良い午前中は園庭遊びのほか、積極的に戸外活動に出かけています。戸外では公園や広場への散歩のほか、地区センターへ出かけてお昼を食べたり、消防車見学をさせてもらったり、他園との年長交流会では路線バスに乗って公園まで出かけるなど、地域のさまざまな資源を活用した取組を行っています。独居老人へ手紙を出す鶴見区の企画にも参加し、送った方から返事をもらったこともあります。また、園では情操教育の一環として専門講師による英語教室と音楽教室が定期的に行われ、子どもが楽しみながら、保育目標の一つである「いろいろな経験を通じて五感を豊かにし、想像力を膨らませる子ども」の実現に取り組んでいます。

**2)保護者との密な情報交換が行われています**

保護者とは日ごろからコミュニケーションを十分に図り、信頼関係を築いています。クラス担当以外の職員とも保護者とコミュニケーションが取れるよう、担当クラス以外の子どものことも情報共有しています。また、年齢関係なく全園児に手書きの連絡帳を利用し、日々の様子や活動内容、家庭での姿などを保護者と伝え合い情報交換しています。第三者評価の利用者調査では「送迎時や連絡帳などを通じ、園や家庭でのお子さんの様子について情報交換されていますか」の設問に全回答者が「はい」と応えています。日頃の園の丁寧な対応が窺えます。

**3)職員がチームで保育を取り組んでいます**

園長は園としての将来や経営資源の有効活用などを常に考え、リーダーシップを発揮しています。主任とは日々報告・連絡・相談を繰り返し、保育の現状について日誌、月間指導計画の振り返りを通して把握しているほか、積極的に現場の応援に入っています。職員配置の厳しい状況が続いているが、子ども一人ひとりを大切に、温かいアットホームな保育を心がけており、子どもを受容する言葉かけについては9月の園内研修でも取り上げ、話し合うことでさらに意識を持てるようにしています。職員は子どものペースに合わせた声掛けをし、十分な対応ができるよう、職員間で協力し合い、園長を中心にチームで取り組んでいます。

**4 )災害でも保育を継続していくための検討が期待されます**

災害に備え、年間計画に基づいて地震・火災・水害等幅広く災害を想定した防災訓練を実施したり、備蓄したりしています。それに加え、災害後に保育を継続していくために必要な具体的な対策について、検討を重ねることが望まれます。

**5)計画的に人材確保を行うことが期待されます**

常勤職員が退職した場合、速やかに必要な人材を確保していくことが難しい現状にあります。現在行っている保育サービスの質を落とさないために、今後も法人と連携を図りながら、計画的な人材の確保を進めることが期待されます。

## ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

事業者名：ねむの樹北寺尾保育園

ねむの樹北寺尾保育園は開園13年目となり、地域にもご理解いただき定着して参りました。

職員は「第二の家庭となるように愛情をもって児童に接すること」「子どもが大人になつた時、人として必要な力＝非認知能力を養い、一人ひとりと丁寧に関わることで個性を尊重する保育」を日々心掛けて、一丸となって保育と保護者支援に全力で努めております。この度、第三者評価を受けるにあたり、保育士、各職員全体で保育、運営について振り返りを行い、自分たちの保育の良い点、課題や改善点を話し合うことで、更なる課題が見えてきました。株式会社フィールズさんには、少しずつ試行錯誤を積み重ねて改善してきた環境設定についてや、子どもへの丁寧な関わり、保育の工夫についてなど内容評価では良い評価をいただきましたことは、大きな励みと自信に繋がりました。

また、災害計画や人材確保など、今後の課題へのご指摘は真摯に受け止め、細かくご指導いただきました事を今後の保育運営に活かして保育の質を高める取り組みをして参ります。

また、お忙しい中アンケートにご協力いただきました保護者の皆様にも大変感謝しております。

お寄せ頂きましたご意見ご要望などには深く耳を傾け、今後の保育運営に繋げていきたいと思います。これからも「子どもと保護者様にとっての第二の家庭」となる保育園であるよう努めて参ります。ありがとうございました。

## ⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

## 第三者評価結果（共通評価基準）

- \*全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- \*評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果	
1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b

#### 【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
  - b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
  - c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

#### <コメント>

理念・方針・目標は園創立時から継続しており、職員の行動規範となる具体的な内容になっています。各種会議での話し合いでは、常にねむの樹の保育を考えながら検討をしています。保護者にはパンフレットを用いた園見学の段階から、理念・方針・目標等を説明しています。第三者評価の保護者アンケートでは理念・方針について「知っている」75、8%の結果が出ており、周知されていることが窺えます。今後は非常勤職員に向けてもさらに周知度を確認しながら理解度を深めていくことが期待されます。

### I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果	
2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a

#### 【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

## &lt;コメント&gt;

経営については法人の方針に基づいた園運営を行っています。横浜市や鶴見区の地域福祉保健計画等から園の状況を把握し、分析しています。鶴見区全体で少子化が加速していますが、保護者から選ばれる魅力ある園作りの経営努力もあり、入園希望者が多く、定員40名のところ、現在44名を受け入れており、今後も安定した園運営が見込まれています。法人内と系列園の園長も出席をする理事会では経営状況を報告し、理事、園長、会計担当者を交えて協議、分析しています。

第三者評価結果

## 3 I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

## 【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

## &lt;コメント&gt;

理事会や定期的に開催される法人内園長会で、各園の経営環境や課題を確認しています。法人の中長期計画の中で、社会福祉法人制度への対応とガバナンスの推進、施設整備等、人材の育成と確保といった取り組むべき目標を明らかにしています。職員には課題の解決に向け、会議等で検討し、対策や方向性を決め実施、見直しのPDCAサイクルで取り組んでいます。

## I-3 事業計画の策定

## I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

## 4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

## 【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。

- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

法人では令和2年4月～令和7年3月までの中長期計画を策定していますが、収支計画の確認ができませんでした。計画に沿い、園として建物や設備の改修工事(厨房器具の入れ替え、幼児室の床の張替えなど)を行っています。計画はその実施状況・進捗状況の評価や必要に応じて見直されていることが分かる内容にすることが望されます。

第三者評価結果

5

## I -3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

## 【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

## &lt;コメント&gt;

中長期計画を反映し、単年度の事業計画を策定しています。園の事業計画は、中長期計画に基づき、「全職員でねむの樹が大切にしてきた保育と保育の基本に立ち返るつながる保育を行う。0～6歳まで、および1年を通して「一匹のさかな」となる保育を目指す」など今年度の目標を立てています。法人の事業計画内の「人材確保について」も含め、中長期計画を反映し、実施状況・進捗状況の評価や、必要に応じて見直されていることが分かる内容にすることが望されます。

## I -3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

## I -3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

## 【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

園の事業計画は、職員の年間反省や、主任と協議したものをベースに園長が作成しています。保育理念・方針・目標が根幹にあり、揺るがないことが必要と考えています。長引くコロナ禍のため、保育や行事も例年通り行えない場合がありますが、計画はその都度評価・見直しをしています。事業計画についてはあらかじめ定められた時期、手順に沿い、実施状況・進捗状況の評価や必要に応じて見直されていることが分かるような記録等が望まれます。

7

## I -3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

第三者評価結果

a

## 【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

## &lt;コメント&gt;

園の事業計画の主な内容や目的は、保護者理解や協力を促すため、年度始めの全体保護者会とクラス懇談会で説明しています(コロナ禍の影響で令和元年、2年度は書面配付)。保護者には、事業計画を情報公表ファイルに綴じ、玄関に常置していることを知らせています。事業計画に変更が生じた際は、園だより・掲示・お知らせ配付しています。また、毎月配付の園だより、クラスだよりの中でも事業の内容、保育の内容が伝わるようにしていいます。

## I -4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

## I -4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

## I -4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

## 【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
- イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
- ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

## &lt;コメント&gt;

全体的な計画、指導計画作成、行事計画等、全て保育の質の向上に向け、PDCAサイクルで取り組んでいます。新型コロナウイルス感染拡大後はそれらを踏まえながらも保育の質を落とさない取組について、計画、実施、反省、また見直しを繰り返しています。職員個々の自己評価結果から明らかになった課題をまとめ、園としての課題とし、改善や専門性の質の向上に取り組んでいます。職員の自己評価、保護者アンケートの結果を反映し、毎年保育所の自己評価をしています。第三者評価は今回2回目の受審です。

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

a

## 【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
  - b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
  - c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- イ 職員間で課題の共有化が図られている。
- ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

毎年保育所の自己評価を行い、取り組むべき課題を明確にし、職員間で共有しながら計画的な改善を行っています。保護者には自己評価結果を情報公表ファイルに綴じ、玄関に常置することで周知しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、行事をはじめ、各種会議で園運営の一つ一つを職員と見直し、最善策を見つけながら進めています。単年度で解決できないことは次年度に引き継ぎ、計画性を持って取り組んでいます。さらなるサービスの質の向上のため、今年度は第三者評価受審にあたっての自己評価にも取り組んでいます。

## 評価対象II 組織の運営管理

## II-1 管理者の責任とリーダーシップ

## II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10

II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

## 【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
  - b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
  - c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時ののみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

## &lt;コメント&gt;

園長の役割と責任については「運営規程」に明記され、年度の始めに園の運営や管理についての考え方を全職員に説明し、年間の取組を共有しています。「運営規程」は情報公表ファイルに綴じ、玄関に置き、いつでも閲覧できるようにしています。園長が不在時は主任が園長代行保育士として役割を担うようになっています。有事の際にも同様の対応をしていくことを明確にし、運営に生かしていくことが期待されます。

11

## II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

園長は横浜市からの情報や、ニュース、保育関連の雑誌などから情報を収集しているほか、施設長向けの研修を受講しています。必要に応じて専門家のアドバイスも受けています。園の建物の維持管理のほか、必要物品の購入については複数業者から相見積もりを取り、検討しています。園長は最新の情報を園内研修や会議の場で職員に周知し、お互いの意識を高め、不適切な対応がないよう働きかけを行っています。報道された不適切事案等については話し合いの題材としてさらなる意識の啓発を促しています。横浜市内保育所の子どもの置き去り事故が多いことに関し、声出し点呼確認について、再度職員間で周知徹底を図っています。

## II-1-(2) 管理者のリーダシップが發揮されている。

12

## II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

第三者評価結果

a

## 【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

## &lt;コメント&gt;

園長は主任と話し合いをしながら、日誌、月間指導計画の振り返りを通し、保育の現状について把握しています。毎年の保育所の自己評価においても保育の質の現状について、評価・分析を行っています。園長は、会議で気づいたことを伝え、保育のアドバイス(各年齢の発達や子どもへの関わり方、保護者支援など)のほか、提案等を行っています。積極的に現場に入り、一人ひとりから意見を聞き、さらに組織の中で望まれる役割を担える人材の育成、経験、必要な役割をさらに高めていかれるよう指導しています。

		第三者評価結果
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b

## 【判断基準】

a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。

b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。

c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

## &lt;コメント&gt;

園長は効果的・効率的な事務、超過勤務の削減、費用対効果などを分析し、園としての将来や経営資源の有効活用などを常に考えて運営を行っています。会議では課題や改善に向けた方向性を示し、業務の効率化、事務量の削減(事務職員配置)、事務時間の改善、休憩のとり方等、働きやすい環境づくりに取り組むことで組織内に同様の意識が形成されるようにしています。具体的にはノートパソコンの台数を増やし、業務改善・効率化を図っています。しかし、今年度は職員確保が難しく、課題となっています。

## II-2 福祉人材の確保・育成

## II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b

## 【判断基準】

a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。

b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。

c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

## &lt;コメント&gt;

理念に基づいた保育方針を実現していくことができる人材の確保と育成に努めています。人材育成は研修計画や職員個別の「課題表」「自己評価チェックシート」などで取り組んでいます。園運営に必要な配置基準に基づき、人員配置をしています。法人としては専門職の採用を行っています。就職合同説明会、横浜市社会福祉協議会主催の就職相談会への参加、法人ホームページで採用募集をしています。園外掲示板にも、保育士・調理員の募集チラシを掲示しています。今年度は、産休や途中退職者などがあり、計画に基づいた人材確保が充分とは言えない状況です。

第三者評価結果

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

## 【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。  
 b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。  
 c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。  
 イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。  
 ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。  
 エ 職員待遇の水準について、待遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。  
 オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。  
 カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができる。

## &lt;コメント&gt;

保育の理念に「期待する職員像等」が示され、入職時の配付資料「接遇マニュアル」に保育士に求められる具体的な姿勢等を明記しています。人事基準については就業規則、給与規定等に記載し、職員に周知しています。年3回、業務評価シートを基に考課制度があります。個別の「課題表」提出後、園長が面談を行い、意向や意見を把握しています。職員の経験年数等に応じリーダー役や分担の係等を任せています。横浜市キャリアパス研修を取り入れています。経験年数や業務内容による期待値や日安は明文化していません。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。  
 b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。  
 c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。  
 イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。  
 ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。  
 エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。  
 オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。  
 カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。  
 キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。  
 ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

園長・主任・事務担当職員は、職員の就業状況、時間外労働、有給取得等を毎月確認し、把握しています。園長、主任は職員の心身状況や、事情等を常に把握するようにしています。園長との定期的な個人面談のほか、いつでも園長、主任、リーダー職員に相談しやすい雰囲気を作っています。ワークライフバランス、家庭や家族の状況を考慮し、勤務時間やシフトに配慮しています。連休がとれるように工夫し、シフトを編成しています。コミュニケーションを良くとり、効率的に業務できるように配慮していますが、個々の負担を軽減し、質向上に向けての人員補充が難しい状況です。

## II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b

## 【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

## &lt;コメント&gt;

「期待する職員像等」は保育の理念の中に示され、入園のしおり、重要事項説明書、運営規程の理念、方針や接遇マニュアルに明記しています。職員一人ひとりの目標は、「課題表」を活用しています。日常業務の中では、個別に指導、助言を行っています。職員は「課題表」に目標、振り返りを記載し、園長が確認しています。必要に応じて園長と面談し、達成度、反省点を確認しあい、年度末には園長がコメントを記載しています。個々の目標設定に、目標項目、水準、期限などが明確になっていない面があり、「課題表」のさらなる活用が期待されます。

		第三者評価結果
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a

## 【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。

- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

「期待する職員像等」は保育の理念で示され、各種書類や全体的な計画の中にも明記しています。入職時配付資料「接遇マニュアル」に職員の心得、保育士に求められることを明記しています。毎年、園長・主任が研修計画を作成し、外部研修受講を勧めています。受講後は報告書提出、資料回覧、会議での報告を行い共有しています。内部研修は、各マニュアルの確認、食育、言葉かけ、嘔吐処理、主体的な保育などのテーマで毎月実施しています。研修内容、カリキュラムの評価、見直しへは研修報告書、個人面談、保育内容把握などから行い、次期の計画作成に反映させています。

19

## II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

## 【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
  - b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
  - c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
  - イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
  - ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
  - エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を奨励している。
  - オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

## &lt;コメント&gt;

園長・主任は日常の保育業務、職員の自己評価、面談、会議などから、職員の知識、技術水準、専門資格取得状況を把握しています。園では、個別に園長、主任、リーダー職員がOJTを行い、必要な項目については内部研修を実施しています。計画に沿って、キャリアアップ研修やテーマ別の外部研修を職員に勧めています。今年度は人員配置の都合で十分に参加できていない状況です。非常勤職員にも非常勤職員会議で、必要な事を伝え、実習をしています。資料やDVDの視聴により、確認・知識習得ができるようにもしています。

## II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

## II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
  - b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
  - c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
  - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。

- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

## &lt;コメント&gt;

実習生等の保育に関する専門職の研修・育成についての基本姿勢を明文化し、実習生受け入れ要項を整備しています。実習生受け入れの場合は、学校と打ち合わせ、実習生にオリエンテーションを行い、学校と連携してプログラムを作成しています。受け入れ担当は園長としています。主任を中心として、実習に入るクラスの担任と打ち合わせをし、効果的な実習になるようにしています。実習生受け入れの体制を整備しており、例年受け入れていますが、今年度はコロナ禍のため、受け入れはありませんでした。

## II-3 運営の透明性の確保

## II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	第三者評価結果 a
----	--------------------------------------	--------------

## 【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
  - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
  - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
  - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
  - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
  - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするよう努めている。
  - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

## &lt;コメント&gt;

園のホームページ、パンフレット、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」に理念、方針、保育内容、園情報を掲載しています。財務諸表等をWAMNETの財務諸表等電子開示システムで公開しています。園の年度末の自己評価票、事業計画、事業報告書、重要事項説明書は、ファイルにまとめて玄関ホール内に置いています。園のホームページに、第三者評価受審結果や、苦情の体制などを公表しています。地域の福祉向上のための取組は、園のホームページ、外掲示板、保護者向けお便りで伝えていています。地域向けの子育て支援の活動時に、保育園の役割などを伝えています。

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	第三者評価結果 a
----	---	--------------

## 【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

## &lt;コメント&gt;

事務、経理、取引等に関するルールは保育園運営規程、経理規程に明記しています。事務処理は事務担当職員が担当し、経理処理は事務長が行っています。職務分掌と権限・責任については、保育園運営規程に記載しています。経理処理のソフト利用で、毎月の収支について、法人担当部署、行政や関係機関と直結した処理が出来ています。小口現金の扱いは定期的にチェックを行っています。保育所の事業、財務については外部の会計士が確認し、助言を受けて経営改善を実施しています。

## II-4 地域との交流、地域貢献

## II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		第三者評価結果 a
--	--	--------------

## 【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
  - b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
  - c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
  - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
  - ウ 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
  - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
  - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

## &lt;コメント&gt;

地域との関わり方について、全体的な計画、重要事項説明書、事業計画に文書化しています。お散歩マップを掲示しています。横浜市や鶴見区、各種団体からの子育てに関するパンフレットやチラシを園の玄関ホールに設置したり、園内に掲示しています。また、地域の社会資源の紹介や催事の案内を置いたり、掲示したりしています。園の外掲示板やホームページで、地域子育て支援事業の案内や予定を掲示しています。鶴見区の取組で独居老人へ手紙を出す企画に参加し、返事をもらったことがあります。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		第三者評価結果 b
---	--	--------------

## 【判断基準】

- a) ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢が明示されており、受け入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢は明示されているが、受け入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を働いている。

## &lt;コメント&gt;

ボランティア受け入れに関する基本姿勢や留意事項等は、ボランティア受け入れ要項に明文化しています。ボランティア受け入れの際は、要項に基づいてオリエンテーションを行い、保育理念や保育目標、守秘義務などを説明し、保育所への理解を深めてもらっています。例年、高校や保育専門校からの、保育ボランティアの受け入れがありますが、コロナ禍の期間は受け入れを中止しています。

## II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

**II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。**

第三者評価結果

a

## 【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

## &lt;コメント&gt;

地域の緊急連絡先、行政、医療機関、近隣の教育施設、療育センター、児童相談所などの社会資源の連絡リストを事務室に掲示しています。職員会議、各種会議で、情報共有を図っています。法人園長会、鶴見区の園長会、地域の子育て支援の打ち合わせや、鶴見区児童虐待防止連絡会などに職員が出席して連携しています。家庭での虐待等権利侵害が疑われる場合は、鶴見区担当部署に相談し、対応することにしています。場合により、児童相談所、鶴見区担当部署、保健師などと連携したケースカンファレンスに参加しています。

## II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26

**II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。**

第三者評価結果

b

**【判断基準】**

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。  
 b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。  
 c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

**<コメント>**

鶴見区の園長会、子育て支援事業打ち合わせ、虐待防止連絡会などに出席し、地域の福祉ニーズの情報を得ています。法人園長会でも地域の特徴や福祉ニーズの情報共有をしています。園見学申し込み時や園見学来園者、入園希望者説明会で要望やニーズを把握し、さらに、1歳児入園希望が増えており、外国籍住民が増えているなどの現状を把握しています。園では子育て支援事業として、一時保育や出張保育を行っていますが、設備上、交流保育や保育室・園庭の開放は難しくなっています。住民に向けての相談日は、現在設けていません。コロナ禍で、地域住民との交流の機会が減っています。

27

第三者評価結果

**II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。****b****【判断基準】**

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。  
 b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。  
 c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

**<コメント>**

地域の子育て家庭を支援するため、一時保育、出張保育を行っています。設備及び人員配置上、施設開放や育児講習会、交流保育の実施は難しい状況ですが検討しています。地域とのつながりについて、入園のしおり、重要事項説明書、全体的な計画、事業計画に明記しています。地域での避難訓練や、地域コミュニティの活動に参加する機会がなく、また、被災時における近隣住民向けの備蓄品などの支援準備や具体的な取組には至っていません。

**評価対象III 適切な福祉サービスの提供****III-1 利用者本位の福祉サービス****III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。**

28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	第三者評価結果	
			a

## 【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
  - b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
  - c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

保育の理念、保育方針、保育目標に子どもを尊重した保育の実施について明示しています。子どもを尊重すること、基本的人権への配慮について、研修や各会議で定期的に学び、理解を深めています。子ども主体の保育、一人ひとりに寄り添う保育を心がけています。子どもがお互いに尊重する心を育てるため、異年齢での関わりを多く取り入れています。日常的に、子ども同士が労りあったり、尊重する気持ちを育んでいます。子どもの人権、文化、生活習慣、考え方の違いを尊重した保育を行うよう、職員間で確認しあい、振り返りを行っています。

29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	第三者評価結果	
			a

## 【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
  - b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
  - c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

## &lt;コメント&gt;

社会福祉事業に関わる者としての姿勢・責務等を明記した「ねむの樹北寺尾保育園運営規程」「接遇マニュアル」があります。職員は、各会議、研修などで学び、理解を深めています。子どもが着替える時やおむつ交換の場所に配慮しています。園庭でのプール遊び、水遊び時に視界をさえぎる工夫をしています。子どもの写真、名前の掲載について入園時に保護者と確認をしています。保護者にも写真撮影、SNS利用などに関し、留意事項を伝えています。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30

**III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。**

第三者評価結果

a

## 【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

## &lt;コメント&gt;

園のホームページ、パンフレット、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」に保育理念や保育目標、年間行事などの情報を掲載しています。見学希望者には随時日程や時間帯を相談し、対応しています。園長、主任、事務担当がパンフレットを基に、園内を案内しています。次年度の入園希望者には秋に入園説明会を実施しています。入園説明会では、園内見学およびパンフレットとは別の園のしおりを基に、保育の目標や一人ひとりに関わる丁寧な保育をしていること、具体的な内容などを説明しています。

31

**III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。**

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。

- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

## &lt;コメント&gt;

入園説明会で、重要事項説明書を基に、保護者に保育内容などについて、丁寧に説明しています。準備するもの、持ち物などは実物を見せて説明しています。入園前の提出書類や、面談から、保護者の意向や個別の状況を確認しています。進級時には、懇談会、お便り、連絡帳を活用し、保育の目安や生活の様子を伝えています。特に配慮が必要な保護者への説明は事例ごとに対応し、職員間で共有していますが、ルール化は特にていません。園でのルールを定め、誰でもわかり、同じ対応ができるよう文書化することが期待されます。

32

**III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。**

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

## &lt;コメント&gt;

転居などで保育所の変更がある際に、保護者からの希望や、転園先からの依頼があれば口頭で申し込みをする場合がありますが、引き継ぎ文書の作成はしていません。保育所の変更や利用終了時には、保護者や園児に、いつでも園に来ることや、相談できることを伝えています。担当は園長、主任としています。相談方法や担当者についての文書化はしていません。

**III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。**

33

**III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。**

第三者評価結果

a

## 【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。

- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するためには、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

## &lt;コメント&gt;

毎日の保育の中で、子どもの表情、言動、関わり方などから、子どもが満足や納得しているかの把握に努めています。保護者には懇談会、個人面談、連絡帳、日々の会話などから利用者満足を把握しています。年度末に、保護者アンケートを実施しています。得られた保護者の意向や、運営や行事についての要望などは主任・副主任が取りまとめ、園長とともに結果の分析を行っています。保育の質の向上に向けて、内部研修の充実、コロナ禍での送迎時の対応、行事の実施方法や保護者参加について、消毒の仕方、会議の設定時間・回数などの具体的な改善に取り組んできています。

## III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	<b>b</b>

## 【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しそう工夫を行っている。
- エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

## &lt;コメント&gt;

苦情受付、解決に関する規程があります。園の苦情受付担当者、解決責任者、第三者委員を設置し、入園のしおり、重要事項説明書に記載しています。4月に「苦情申出窓口」の設置についてのお知らせを各家庭に配布し、苦情解決の体制、第三者委員の氏名、連絡先、苦情解決方法等の仕組みについて周知しています。玄関にも苦情解決についての掲示をして保護者に知らせていますが、利用者調査結果では保護者理解が充分ではない状況です。保護者の認知度が増すための工夫が期待されます。苦情や意見があった場合、職員間で情報共有し、迅速に対処します。内容によっては、保護者に掲示などで知らせることにしています。

		第三者評価結果
35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。	<b>a</b>

**【判断基準】**

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

**<コメント>**

保護者には、いつでも気軽に相談したり、要望を伝える事ができることを知らせています。電話、連絡帳、個人面談、送迎時の会話などで、要望などを聞いています。直接、話がしやすいように信頼関係を大切にしています。第三者委員の連絡先を重要事項説明書等に記載し、園内掲示もしています。地域の子育て支援ガイドブックや相談窓口のある団体のチラシや冊子を置き、外部の横浜市福祉調整委員会の連絡先も掲示しています。保護者が相談したい場合は、子育て支援スペースを利用し、ゆっくり話ができるようにしています。

36

第三者評価結果

**III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。**

a

**【判断基準】**

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

**<コメント>**

保護者からの相談や意見は、懇談会、個人面談、連絡帳、日常会話、年度末保護者アンケートなどから把握しています。相談や意見を受けた場合には、苦情受け付けに関するマニュアルに沿って、対応しています。職員が相談を受けた場合は、園長・主任に報告し、内容や対応策を職員間で情報共有しています。迅速に対応し、保護者に状況、対応策、結果を伝えるようにしています。意見、要望は、職員間で検討し、保育の工夫や、質の向上に繋げています。

**III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。**

37

第三者評価結果

**III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。**

a

**【判断基準】**

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

**<コメント>**

けがや事故があった場合は職員が日々確認する事故記録簿で周知し、職員会議で再発防止策を検討しています。毎月、各クラスではヒヤリハットを報告書として提出し、その中の事例をいくつか取り上げて園内研修を行い、事故を未然に防ぐための意識を高めています。定期的にマニュアルを読み合わせるとともに、アレルギー、熱性けいれん等の対応訓練、不審者対応訓練（年4回以上）等、危機管理訓練を実施し、園長を含め振り返りを行うことで園の事故対応スキルの向上に努めています。

38

第三者評価結果

**III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。**

a

**【判断基準】**

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

**<コメント>**

感染症に関するマニュアルや手順書があり、園内研修でマニュアルの確認、嘔吐処理、おむつ交換手順についてなどを学んでいます。長引く新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みに力を注ぎ、最善策を探っています。マニュアルは年度末に見直しをするほか、横浜市の情報を参考にその都度見直しています。保護者には横浜市のほけんだよりを毎月玄関掲示し、流行っている感染症を知らせたり、園内で感染症が発症した場合は、感染症名、クラス、人数をメール配信および、玄関掲示で速やかに情報提供しています。

39

III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行ってい  
る。

第三者評価結果

a

## 【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。  
 b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。  
 c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。  
 イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。  
 ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。  
 エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。  
 オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

## &lt;コメント&gt;

災害時にはメール配信システムを使い、職員、保護者の安否確認をすることとしています。食料品や水など、災害備蓄品のリストを作成しています。管理者は園長で栄養士と連携して保管管理しています。災害に備え、年間計画に基づき、地震・火災・水害等幅広く災害を想定した防災訓練を実施しています。火災訓練の際はあらかじめ鶴見消防署へ連絡し、実施内容を報告しています。

## III-2 福祉サービスの質の確保

## III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40

III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されてい  
る。

第三者評価結果

a

## 【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。  
 b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。  
 c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。  
 イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。  
 ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。  
 エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。  
 オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

## &lt;コメント&gt;

保育についての実施方法は法人の理念・方針・目標を含め、全体的な計画、運営規程、入園のしおりなどに明記しています。各種マニュアルや手順書も整備し、マニュアルに基づいた適切な対応ができるよう、読み合わせを含む園内研修や訓練を行っています。日常の保育は園長・主任が応援に入ったり、職員同士で確認し合っています。個別には園長・主任が適宜助言や指導をしています。日々の保育は計画に沿いながらもその日の子どもの様子や興味に応じて柔軟な活動を行っています。

41

## III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

## 【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

## &lt;コメント&gt;

マニュアルは毎年年度末に振り返りと反省をしながら見直しをしています。横浜市からのメールやファックスによる情報を確認することで随時見直し、実施方法の修正を行えるようにしています。保育内容の見直しについては、PDCAサイクル(計画の作成→実施→評価→見直し)で検討しています。子どもの姿と保育や環境がふさわしいか各会議(職員・乳児・幼児等)で話し合っています。保護者には、懇談会、個別面談、アンケートなどから寄せられた意向や意見を計画に反映するようにしています。

## III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42

## III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

## 【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

## &lt;コメント&gt;

入園時の提出書類から家庭の状況や子どもの身体や発達状況、生育歴、既往症、アレルギー疾患等を把握し、保護者面談での聞き取りなど適切なアセスメントが実施されています。指導計画の作成は各クラス担任が行います。子ども一人ひとりの発達や保護者の意向を取り入れ、個別の指導計画の中で明示しています。支援困難ケースは鶴見区のこども家庭支援課が主導する個別ケース検討会議で話し合っています。職員は園の会議で情報共有し、担任だけでなく、園長をはじめさまざまな職員の意見を取り入れながら保育を提供しています。

		第三者評価結果
43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a

## 【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
  - b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
  - c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

## &lt;コメント&gt;

職員会議や乳児・幼児会議等を開き、月間指導計画は毎月、年間指導計画は4期の期ごとに振り返りと評価を行い、見直しています。入園時の提出書類及び入園前の面談で子どもの保育に必要な個別事情や保護者の意向を記録し、把握しています。入園後は全園児の個別の連絡帳を活用し、保護者とのやりとり、日頃の会話、個別面談等で把握していきます。子どもの発達や活動の様子の状況把握を常に行い、今の子どもの育ちや保育の質の向上に結び付くようにしています。職員は自己の保育実践の振り返り・評価を指導計画に記載し、気づきや課題を次期計画に反映させています。

## III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a

## 【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

## &lt;コメント&gt;

児童票、生育記録、入園事前面接記録等、子どもの発達状況を把握・記録しています。入園後からは、0~2歳児クラスは毎月、3歳児クラス以上は3ヶ月ごとに、丁寧に経過を記録しています。必要な情報が全職員に的確に届くよう、毎月の職員会議はケース検討や行事に関すること、連絡事項、園内研修と3回に分けて実施し、周知・共有しています。連絡ノート、事故記録簿、時間外保育日誌も全職員が確認できるようにしています。日々の保育の記録は日誌で共有し、その他、パソコンやタブレットで情報を共有しています。

		第三者評価結果
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a

## 【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取り扱いについて、保護者等に説明している。

## &lt;コメント&gt;

子どもの記録等個人情報に関するものは全て事務所の鍵のかかる書庫で保管管理をしています。保存や廃棄、提供については個人情報保護規程に従い、適正に扱っています。職員は入職時に説明を受け、誓約書を交わしています。その後は、個人情報保護規程やマニュアルで理解を深め、遵守しています。保護者に対しては写真撮影・掲載等個人情報の取り扱いについて入園時に説明し、同意書に署名・捺印を得ています。職員が保育室で使用するパソコンは使用後は事務所に戻し、保管管理をしています。

(別紙2A)

## 第三者評価結果（内容評価基準）

### A-1 保育内容

#### A-1- (1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果	
A1 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a

##### 【判断基準】

- a ) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成している。
- b ) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成しているが、十分ではない。
- c ) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成していない。
  - ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
  - イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
  - ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
  - エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
  - オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

##### <コメント>

全体的な計画は、保育所保育指針、園の理念・方針・目標を踏まえながら、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮して子どもの健全な育ちを中心に作成し、法人内の認可保育所共通の様式になっています。園の子どもの発達過程や園で把握している子どもと家庭の状況、地域の実態に対応した保育資源、地域とのかかわりなどを考慮して作成しています。毎年園長・主任で反省をし、変更、追加事項がないか確認をしてから職員に降ろす体制になっています。新しい内容の計画は職員会議で職員に提示、周知し、補足がないか話し合っています。近年の新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、環境、衛生管理並びに安全管理の項目に「新型コロナウイルス感染症感染予防対策の徹底」を組み込んでいます。それらを踏まえながら次年度の指導計画や保育等に反映しています。

#### A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果	
A2 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

##### 【判断基準】

- a ) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b ) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c ) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

## &lt;コメント&gt;

子どもが心地よく過ごせる環境として、各保育室の窓を開け、加湿機能付空気清浄機と扇風機の台数を増やしています。0、1歳児クラスは床暖房を設置しています。幼児クラスは建物の経年劣化を踏まえ、抗菌タイプの床に張り替える修繕工事を行いました。日々の清掃はその日出勤の全職員で協力して行っています。安全点検を行い、気づいたことは速やかに改善や直しをしています。絵本やおもちゃを含む園内各所を定期的に消毒し、衛生面にも気を配っています。業者による午睡布団の乾燥を行っています。年齢、季節、子どもの様子などを見て、保育室の家具の配置や環境の見直しを行っています。子どもが一人で過ごしたいときは手作りパーテーションを用意したり、廊下を利用しています。トイレ設備の臭い対策のため、開園時間中は換気扇を回しています。便器の大きさのほか、手洗い場も子どもの発達に合った高さになっています。

## 第三者評価結果

A3	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
----	---	---

## 【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

## &lt;コメント&gt;

入園時に子どもの生育歴や入園前の生活等が記入された書類や、個別面談の情報、入園後の子どもと職員の関わり、観察などから子どもを把握し、尊重しています。職員全員で同じ対応が取れるよう、個々の意見を聞いたり、子どもの表情や動作から推し量って気持ちに寄り添い、共感したり、思いを代弁するなどしています。子どもへの言葉かけについて否定語は使わず、伝え方に配慮しています。9月の園内研修でも取り上げ、さらに意識を持てるようにしています。十分な対応ができるよう、必要に応じて応援職員を増やすこともあります。

## 第三者評価結果

A4	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
----	---	---

**【判断基準】**

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

**<コメント>**

挨拶、姿勢、食事、排泄、着脱、衛生など、基本的な生活習慣が身につくよう年齢や発達に合った援助をしています。箸は3、4歳くらいを目安にしていますが、箸遊びから始め個別に対応しています。歯磨きは3歳児クラスから行っています。個々の状況や活動の静と動のバランスを考え、0歳児の月齢の低い子どもは午前寝をするなど、対応しています。常勤職員がパートや派遣職員へ、子ども一人ひとりに対してどこまで援助すべきか情報共有できるように伝えています。幼児には職員がヒントを与え、苦手なことも自分で取り組めるような働きかけをしています。保護者には子どもの成功体験を含め、園で行っていることを伝えたり、成長と共に喜び、必要に応じてアドバイスをするなど、家庭と連携して進めるようにしています。

		第三者評価結果
A5	<b>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</b>	<b>a</b>

**【判断基準】**

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を發揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

## &lt;コメント&gt;

保育室以外にも、1階の地域子育て支援スペースや幼児クラスがある2階の廊下におもちゃ類の棚を用意し、廊下でも遊べる環境を作っています。階段の踊り場スペースも絵本コーナーとして空間を有効利用しています。午前の保育では園庭のほか、積極的に戸外活動に出かけています。戸外活動時は交通ルールを学んだり、行き帰りには近隣の人と挨拶を交わしています。また、植栽などが四季折々に変化する公園や広場のほか、地区センターへ出かけ、お昼を食べたり、消防車見学をさせてもらったり、年長交流会では路線バスに乗って公園まで出かけるなど、地域のさまざまな資源を活用した取組を行っています。情操教育の一環として専門講師による英語教室と音楽教室を定期的に行い、子どもが楽しみながら、保育目標の一つである「いろいろな経験を通じて五感を豊かにし、想像力を膨らませる子ども」の実現に取り組んでいます。

A6

第三者評価結果

**A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。**

a

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
  - b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
  - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
  - イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。
  - ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
  - エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
  - オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
  - カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

## &lt;コメント&gt;

衛生面や安全面に配慮しながら月齢や一人ひとりの成長に合わせた玩具のほか、生活用具、絵本などが子どもの手の届く場所に置かれ、自分で手にすることができるようにしています。職員は柔らかな表情や穏やかな言葉をかけながら応答的な関わりやスキンシップを十分にしています。その他様々な場面での言葉かけや会話の丁寧な関わりから愛着関係をつくり、子どもの気持ちが十分に満たされ安心して過ごせるようにしています。保護者から家庭での遊びの様子や生活環境、授乳や離乳食、午睡の様子など情報収集しているほか、24時間の生活リズムが整うよう、連絡帳を使った毎日のやりとりや送迎時に子どもの様子を丁寧に伝えて保護者との信頼関係を築いています。

A7

第三者評価結果

**A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。**

a

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
  - b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
  - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
  - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。

- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

## &lt;コメント&gt;

子どもの成長発達や家庭状況を把握し、子ども一人ひとりの体調や発達について職員間で随時話し合っています。0歳児クラスと1歳児クラスは同じ保育室なので、特に連携を図りながら保育を提供しています。2歳児クラスは2階の独立した保育室を使用しています。職員が子どもと関わる時は、成長の特性をとらえ、自分でやろうとする気持ちを受け入れ、さり気なく援助しながら自分でできた満足感を得られるようにしています。子どもの甘えたい気持ちも尊重しています。室内遊び以外、散歩や園庭遊びを多く取り入れ、探索活動が行えるようにしています。子どもの今の興味や友だちへ関心を持つことなどを大切にし、遊びを提供しています。成長の過程で起きるかみつきやひつかきなどについては、職員間で伝え合い対応しています。散歩は他クラスの子どもと一緒に出かけたり、地域の大人と接したりする機会もあります。連絡帳を使った毎日の個別連絡配信や送迎時のやりとりなど一人ひとりの体調や様子について保護者と連絡を取り合い、家庭との連携を深めています。

第三者評価結果	
A8 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
  - b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
  - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
  - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
  - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
  - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学前の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

## &lt;コメント&gt;

3~5歳児クラスは、オープンフロアを棚で仕切っています。縦割り保育をする機会が多いのですが、クラスの段階に見合っていない活動内容の場合には再度考え直したり、3学年の担任間で常に打ち合わせをしながら子ども達に合った保育ができるようにしています。異年齢の子どもたちが関わることで様々なことに興味や関心を広げられるようにしています。開園以来、5歳児クラスが運動会で大漁旗を振りながらソーラン節を披露するのが定着し、年下の子どもの憧れになっています。また、友だち同士で認め合う力や認め合えるために必要なことを子どもたちは日々の生活の中で学んでいます。職員は子どもの自信につながるような言葉かけを心がけているほか、日々の小さな成長にも気を付け、子どもを認めています。保護者への日々の活動や取組は掲示をしたり、園だよりやクラスだよりで伝えています。保育所児童保育要録送付や小学校教員との連絡のやりとりでなどを通して、子どもの様子や活動を伝えています。

		第三者評価結果
A9	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

## 【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

建物はバリアフリー構造、多目的トイレやエレベーターの設置があり、身体的な障害がある場合のハンド面での環境整備について配慮があります。障害のある子どもを受け入れたときは、クラスの指導計画と関連付け、子どもの状況や発達過程に合わせ、4期に分けた個別指導計画を作成しています。個別指導計画を基に配慮事項を意識して職員会議等で話し合い、職員間で情報共有しています。子ども達は集団生活を共に過ごす中で、担任や加配職員が関わり合い、見守りながら互いを認め合い、育ちあえるようにしています。横浜市東部地域療育センターの巡回訪問があり、個別のケースについてアドバイスを受け、保育に生かしています。職員は障害児や要配慮児の保育研修に参加し、職員会議で報告して情報共有しています。また、重要事項説明書に障害児保育についての項目があり、家庭や関係機関と連携しつつ適切な対応を図っていくことを明記し、保護者に伝えています。

		第三者評価結果
A10	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

## 【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連續性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
- オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

## &lt;コメント&gt;

全体的な計画の中の保育方針に「長時間過ごす子ども一人ひとりの特徴や性格など保育士同士で伝え合い、落ち着いてゆっくり過ごせるように配慮する」とあり、在園時間の長い子どもが無理なく園生活を送れるようにしています。落ち着いて過ごせるスペースや家庭的な雰囲気を作り、配慮が必要な子どもやその日の体調や機嫌が良くない場合など職員がゆったりと関わるようにしています。2歳児クラスまでは朝おやつがあります。昼食は規定量のほかにおかわりがあり、一人ひとりの食欲や生活リズムに合わせた量を提供しています。クラスにより、提供時間が異なります。保育時間によっては夕食に響かない程度の補食(軽食)の提供が可能ですが、現在利用者はいません。また、子どもの状態について連絡ノートや時間外保育日誌を使用し、口頭でも職員間で情報を引き継いでいます。保護者への伝達事項も連絡ノートや時間外保育日誌を使用し、伝え漏れのないようにしています。

## 第三者評価結果

A11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
-----	---	---

## 【判断基準】

- a ) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b ) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c ) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
  - ア 計画の中に小学校との連携や就学に関する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
  - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
  - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
  - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
  - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

## &lt;コメント&gt;

全体的な計画に「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」「小学校との連携」「小学校以上との連携」を盛り込み、5歳児年間指導計画に落とし込み、日々の活動に反映しています。コロナ禍で小学生との交流は減りましたが、小学校の児童が作成した冊子が届いたり、卒園児から手紙が届いています。近隣の小学校の学校だよりが毎月届き、園玄関ホールに掲示しています。運動会は近隣小学校校庭を借りて行いました。地域の年長児交流会として、各園で新聞を作って交換しています。公園に集まり、各園の出し物を発表し合う取組も実施しました。子どもには、ハンカチを使うこと、園備え付けのティッシュは使用しないことなど、園と小学校の違いを徐々に説明しています。就学向けの冊子のイラストも活用しています。保護者には個人面談で留意事項を伝えています。保育所児童保育要録は担任が作成し、園長・主任が確認後、就学先に持参或いは郵送しています。必要があれば、小学校担当職員に申し送りをしています。

## A-1-(3) 健康管理

## 第三者評価結果

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
-----	------------------------------	---

**【判断基準】**

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

**<コメント>**

健康管理に関するマニュアルがあります。子どもの健康状態は登園時の保護者からの情報、観察、連絡帳での確認後、出席票、職員連絡ノート及び保育時間外日誌に記録しています。保健計画を作成し、保健関連行事や心身、生活、環境などについて、各年齢ごとの保育に取り入れています。入園後の既往症、予防接種について毎年書類を返却し追記してもらいます。保護者には入園説明会で「重要事項説明書」を基に、健康に関する方針等を伝えています。入園後は園だより、クラスだよりなどで子どもの健康に関する取組を伝えています。毎月横浜市配信のほけんだよりを保護者に配付しています。乳幼児突然死症候群について職員は研修や会議等でテーマとして取り上げて学び、予防策として呼吸チェック、姿勢チェックを実施して記録しています。保護者には入園時に乳幼児突然死症候群について説明しています。園内に突然死症候群の注意喚起のポスターを貼っています。

**第三者評価結果**

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
---------------------------------------	---

**【判断基準】**

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有效地に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

**<コメント>**

年2回、内科健診、歯科健診を実施しています。健診結果、子どもの健康状況、身長・体重の記録は健康台帳に記録しています。内科健診日に、カウプ指数を計測しています。保護者には文書で内科健診、歯科健診結果を伝えており、内容によっては口頭でも説明しています。健診前に保護者アンケートを配付し、医師への質問等を聞き、取りまとめて嘱託医に渡して回答をもらっています。提携医を、かかりつけ医としている園児も多く、場合によって連絡を取り合い、保護者に受診を勧めたりしています。保健計画をもとに、毎月の計画、目標を立て、感染症予防対策の徹底、うがい、手洗いなどを保育に反映させています。コロナ禍のため歯磨き指導は、3~5歳児クラスにかぎり実施しています。

第三者評価結果	
A14 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	b

## 【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るために取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

アレルギー疾患のある子どもに対し「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に対応しています。慢性疾患や食物アレルギー以外の、アレルギーのある子どもの場合は、かかりつけ医の指示による対応や、個別の配慮を行っています。食物アレルギー対応マニュアルがあり、マニュアルに基づいた対応を行っています。食事は除去食を提供しており、食器、トレイの色を変えた専用のものを使用し、除去がないメニューでも専用食器、トレイを使用するようにしています。トレイには名札をつけ、職員間で確認を行い、一番先に配膳することを徹底しています。給食会議、内部研修などでアレルギーについて確認を行っています。緊急時対応やエピペンの使用方法確認の機会は減っているため、研修の機会が増えることを期待します。保護者には、重要事項説明書で、園でのアレルギー対応を明記しています。園では食物アレルギーなどに関する注意喚起や理解を進める取組が、さらに必要と考えています。

## A-1-(4) 食事

第三者評価結果	
A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a

## 【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

## &lt;コメント&gt;

年間食育計画、年間クッキング計画があります。各クラスで野菜の栽培をしており、収穫後は給食やクッキング保育、制作に利用しています。食事は机を配置し、友だちと一緒に食事をしていますが、コロナ禍のため、食卓仕切り版を使用したり、黙食の時間を設けたりもしています。食器は陶器を使用し、年齢に応じた大きさ、深さの違う器や食具を準備しています。個々の食事のペースを尊重しています。調理士が実際に調理している場面を見たり、トウモロコシの皮むき、空豆のさやむき、和え物作り、クッキー作り、お月見団子作り、かぼちゃ餡を餃子の皮に包んでパイにするなど、実際の食育活動をしています。味噌作りもし、その味噌でお楽しみ保育の日に、豚汁を作りました。職員がメニュー、旬の食材、行事食、栄養素など話し合っています。玄関ホールに給食サンプルを提示し、給食だよりを毎月配付して給食の取組や行事、食材、レシピなどを掲載しています。

A16

第三者評価結果

## A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

## &lt;コメント&gt;

園独自の献立で、2週間ごとのサイクルメニューとなっています。子どもの食べる量、苦手なものなどは職員間で把握しています。残食は調理担当が記録しています。法人系列園の合同栄養士会議があります。園では月1回の給食会議で、クラスの様子や献立、味付けなどについて話し合い、次回に反映させています。季節の食材を用い、行事食や郷土料理などを取り入れています。栄養士や調理士がクラスを回り、嚥下の様子や食事の様子を観察したり、子どもと会話をしています。食材は、米は秋田県の農家から取り寄せ、野菜、牛乳、肉、魚、パンは近隣の商店から購入しています。給食施設管理に関するマニュアルがあり、衛生管理、食材管理を徹底しています。

## A-2 子育て支援

## A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A17

第三者評価結果

## A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

## &lt;コメント&gt;

登園時に、職員は保護者から家庭での様子を聞きとり、降園時にその日の様子やトピックスなどを口頭で伝えています。担任以外でも保護者へ声をかけています。全園児に手書きの連絡帳を使用し、日々の様子や活動内容、家庭での姿など一人ひとり丁寧に記録し、保護者と情報交換して連携を図っています。0歳児の連絡帳は複写式で、経過の連續性を確認できるようにしています。保育の意図、目標は重要事項説明書に記載しています。各お便り、懇談会、個人面談などでも分かりやすく説明しています。園内や保育室に、子どもの制作物を多く掲示したり、保護者が参加する園行事、保育参観などを催し、子どもの成長を共有できる機会としています。また、各種便りでエピソードや写真を多く載せています。第三者評価の利用者調査では「送迎時や連絡帳などを通じ、園や家庭でのお子さんの様子について情報交換されていますか」の設問に回答者全員が「はい」と答えています。日頃の園の丁寧な対応が窺えます。

## A-2-(2) 保護者等の支援

## 第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

## 【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

## &lt;コメント&gt;

保護者とは日ごろから、コミュニケーションを十分に図り、信頼関係を築いています。クラス担当以外の職員でも保護者とコミュニケーションが取れるよう、担当クラス以外の子どものことも情報共有しています。保護者の状況や心理状態にも配慮し、保護者に寄り添った対応に努めています。コロナ禍でも、送迎の際は保育室内に入れるようにし、親子とも不安がないように配慮しています。設定期間の個人面談日以外でも、いつでも相談したり、保育参観ができる事を保護者に伝えています。保育士、栄養士が専門性を生かした助言や支援を行っています。場合により鶴見区担当部署、横浜市東部地域療育センターなどと連携できる体制です。相談を受けた職員が、一人で抱え込まず、適切に対応できるよう、園長・主任からいつでも助言が得られる体制にしています。相談があった場合は、個人面談報告書に記録しファイルにまとめています。

		第三者評価結果
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a

## 【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

## &lt;コメント&gt;

送迎時の保護者の様子、保育中の子どもの様子、言動などに注意を払っています。着替えの時や、身体測定時などの際、体に傷やあざなどがないか観察し、心身の状態を把握しています。虐待の可能性や疑いがある場合は、園長・主任に報告し、職員間で情報共有しています。鶴見区こども家庭支援課や横浜市中央児童相談所と連携する体制となっています。保護者の様子が気になる場合は、さりげなく声をかけコミュニケーションをとり、気持ちに寄り添うようにしています。虐待予防、対応に関するマニュアルがあります。運営規程に「虐待防止のための措置」を明記しています。内部研修や各会議で、虐待や権利侵害について、職員間で確認し合っています。

## A-3 保育の質の向上

## A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

		第三者評価結果
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a

## 【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。

- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

年間指導計画や月間指導計画は職員会議をはじめとする各会議で互いの疑問点、改善点などの意見交換をしています。日々の保育の記録は日誌で共有しています。定員40名の保育所であり、子どもを主体とし、温かいアットホームな保育の視点の指導計画を立て、保育とのつながりを見ながら子どもの発達段階や心の育ち・意欲・興味などをよく観察しています。指導計画の期間ごとに、職員の援助・関わりが適切であったかなどを確認しながら自己評価をしています。「課題票」による職員個人の自己評価も行っています。園長は職員の自己評価に対してコメントを記入し、専門性の向上への助言をして意識の向上につなげています。職員の自己評価結果から明らかになった課題をまとめたり、保護者アンケートの結果を反映したりして園としての課題を明らかにし、保育所全体の自己評価としています。



株式会社フィールズ  
〒251-0024 藤沢市鵠沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F  
TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323